

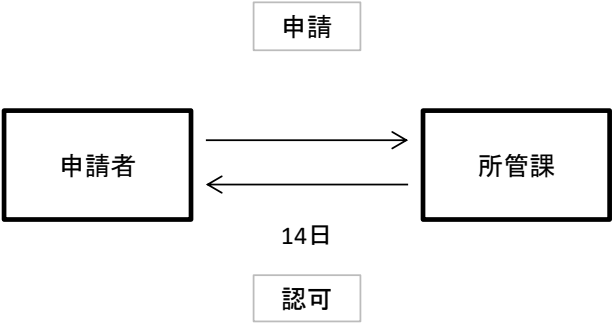
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 32

処 分 名	換地計画の変更の認可		
処 分 の 概 要	換地計画の変更を認可する。		
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）		
条 項	第97条第1項		
所 管 課	市街地整備課		
経由機関での処理期間		なし	
所管課での処理期間		14日	
標 準 処 理 期 間		計	14日
審 査 基 準			
未設定			
【根拠法令等】 土地区画整理法 （換地計画の変更） 第九十七条 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社はその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。			

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。